

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日（木）午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

|        |     |         |
|--------|-----|---------|
| 会 長    | 10番 | 齊 藤 常 夫 |
| 会長職務代理 | 5番  | 中 山 雅 史 |
| 委 員    | 1番  | 海老原 茂   |
| 委 員    | 2番  | 萱 橋 敏 男 |
| 委 員    | 3番  | 飯 泉 秀 夫 |
| 委 員    | 4番  | 栗 原 哲   |
| 委 員    | 6番  | 前 島 守   |
| 委 員    | 7番  | 菊 地 典 夫 |
| 委 員    | 8番  | 羽 田 茂   |
| 委 員    | 9番  | 矢 口 剛   |

農業委員会事務局職員（4人）

|         |        |
|---------|--------|
| 事 務 局 長 | 成 嶋 均  |
| 事務局長補佐  | 浅野 博之  |
| 主 査     | 大久保慎太郎 |
|         | 土田 直希  |

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

|       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について                   |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について                      |
| 議案第3号 | 非農地証明発行可否について                                 |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）  |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業） |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による                |

議案第7号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について  
農地利用最適化推進委員の委嘱について

#### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

### 7. 会議の概要

#### 1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年3月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

皆様、大変お忙しいところ、3月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

本日の総会は我々任期3年目の最後の総会となります。この3年間皆様方には真摯な審議を精力的に行っていただきまして、滞りなく議案審議が終了していることに対しまして心から御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。私事になりますけれども3期9年間、農業委員を務めさせていただきました。特に最後の6年間は会長という大役を仰せつかりまして、皆様方のご支援ご協力を賜りまして、何とか終了することができました。改めて皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。来月からは新しい体制の下で総会が行われるわけでありまして、農業委員会の活動が益々発展することを期待しておきたいと思います。最後になりますけれども、本日の総会の審議事項は議案7件、報告事項3件となっております。

皆様方のご支援をお願いしまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

#### 1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、1番、海老原委員、2番、萱橋委員の2名にお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借権設定となっております。申請地は、          字          番    、地目は登記、現況とも畑、面積は          ㎡、          字          番    、地目は登記、現況とも畑、面積は          ㎡、合計2筆          ㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は資材置場を設置するための売買となっております。申請地は、    字          番、地目は登記、現況とも畑、面積は          ㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、    字          番    、地目は登記、現況とも田、面積は          ㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、山林、現況、畑、面積は**■**m<sup>2</sup>でございます。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、5番、中山職務代理者より報告をお願いします。

### 1. 中山職務代理者

3月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

出席者は、齊藤会長、萱橋委員、菊地委員、私、事務局より浅野局長補佐、大久保主査の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。申請地は**■**の東側になります。現地は、耕作はしておらず雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、**■**m<sup>2</sup>、宅地1筆、**■**m<sup>2</sup>、合計3筆、**■**m<sup>2</sup>を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、3番、飯泉委員より報告をお願いします。

### 1. 飯泉委員

3月3日、午後に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

出席者は、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、私、事務局より浅野局長補佐、大久保主査の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号2番、地図は3ページになります。申請地は**■**の**■**の南側、**■**の**■**を東に入った農道に近い道路に面しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地

規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、事業拡張に伴い、現在使用している資材置場が手狭になったため、申請地1筆、■■■■■㎡を利用し、山砂、砕石、パイプ類、ブロック等を置き、周辺をネットフェンスで囲む計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。申請地は■■■■■駅から■■■■■に向かう旧道沿いの■■■■■東側及び、■■■■■の北側に当たります。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、■■■■■、■■■■■があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地■■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は5ページになります。申請地は■■■■■又から■■■■■に向かう道路の■■■■■地区の中心部辺りにあります。神社手前を鬼怒川に入った場所に位置しておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地■■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は8件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、          字          番、地目は登記、現況とも畑、面積は          m<sup>2</sup>、          字          番、地目は登記、現況とも畑、面積は          m<sup>2</sup>、          字          番、地目は登記、現況とも田、面積は          m<sup>2</sup>、合計3筆、

■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、合計3筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、合計3筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして2番、萱橋委員よりお願いします。

### 1. 萱橋委員

書類審査、現地調査結果を2件報告いたします。実施日時、担当者は先程5条で中山職務代理者からの報告と同じです。

受付番号1番、申請内容は規模拡大のため自宅に隣接する農地3筆■■■■■アールを売買にて取得し野菜を作付けする計画です。場所の詳細は8ページの地図をご覧ください。申請地は■■■■■集落の主要道路沿いに位置します。

申請者は、自作地と借入地あわせて約848アールを耕作しており、世帯員の常時従

事者は3名で、水稲、野菜を作付する大規模農家です。

続きまして受付番号2番、申請内容は規模拡大のため田■■■■アールを売買にて取得し水稲を作付けする計画です。場所の詳細は9ページの地図をご覧ください。申請地は■■■■に面した■■■■下流の場所となります。

申請者は、自作地と借入地あわせて約160アールを、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、野菜を作付する農家です。

以上のことから、1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。

以上報告して各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、9番、矢口委員より報告をお願いします。

### 1. 矢口委員

3月3日、午後1時30分より行いました、書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で飯泉委員より報告のあったメンバーと同じであります。

受付番号3番、地図は10ページになります。申請地は葦が生えていて管理されていることは無かった状況でした。

申請者は、自作地約257アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆、■■■■㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は11ページになります。申請地は■■■■から南に向かう途中の南側にある畑地であり、よく管理されておりました。

申請者は、自作地約143アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲・野菜・銀杏を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆、■■■■㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、6番は譲受人が同一の為、一括して説明いたします。地図は12ページになります。申請地は■■■■の北側に位置して■■■■地区にあたります。

申請者は、自作地と借入地あわせて約2,893アールを耕作しており、世帯員の常

時従事者は3名で、水稻・陸稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆 [REDACTED] m<sup>2</sup>を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は13ページになります。申請地は[REDACTED]小学校を入った所です。

申請者は、自作地約330アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆、[REDACTED] m<sup>2</sup>を規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号8番、地図は14ページになります。申請地は[REDACTED]公民館の東側にあたります。

申請者は、自作地と借入地あわせて約243アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、小麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆 [REDACTED] m<sup>2</sup>を規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、3番から8番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号8番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。15ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計3筆、■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番、菊地委員よりお願いします。

## 1. 菊地委員

3月3日午前9時から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、5条で中山職務代理者、3条で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は16ページになります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成13年11月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は17ページになります。申請地は申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和54年9月以前から宅地の進入路として使用されておりました。

続きまして受付番号3番、地図は18ページになります。今回提出されました受付番号3番につきましては、周辺の原野、山林と一体化しており、申請地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上のことから、受付番号1番から3番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

**1. 議 長（齊藤会長）**

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたしますが、議案第3号受付番号3番は5番、中山職務代理者が議事参与の制限となっています。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、議案第3号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。  
(挙手なし)

**1. 議 長（齊藤会長）**

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。  
(挙手なし)

**1. 議 長（齊藤会長）**

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号1番、2番について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

**1. 議 長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第3号の受付番号1番、2番については、非農地証明を発行することに決定いたしました。

**1. 議 長（齊藤会長）**

続いて、受付番号3番について審議いたします。7番、中山職務代理者の退席をお願いいたします。  
(中山職務代理者退席)

**1. 議 長（齊藤会長）**

それでは審議します。受付番号3番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。  
(挙手なし)

**1. 議 長（齊藤会長）**

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号3番について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### 1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第3号の受付番号3番についても、非農地証明を発行することに決定いたしました。中山職務代理者の復席をお願いします。

(中山職務代理者復席)

#### 1. 議長(齊藤会長)

以上審議の結果、議案第3号は全て非農地証明を発行することに決定いたしました。

#### 1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局(浅野補佐)

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。19ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が58筆で、135,333㎡、畑が2筆で、4,300㎡、合計60筆、139,633㎡です。貸し手が23人で、借り手が16人となります。

次に更新案件ですが、田が14筆で、26,605㎡、畑が23筆で、18,253㎡、合計37筆、44,858㎡です。貸し手が19人で、借り手が10人となります。

合計では、田が72筆で、161,938㎡、畑が25筆で、22,553㎡、合計97筆、184,491㎡です。貸し手が42人で、借り手が26人となります。

権利の設定開始は、令和4年4月1日からとなります。

詳細につきましては、20ページから24ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

#### 1. 議長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。24ページの受付番号95番から97番は、前島委員が議事参与となっております。したがって、

2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から94番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議長（齊藤会長）**

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から94番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第4号の受付番号1番から94番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

**1. 議長（齊藤会長）**

続いて、受付番号95番から97番について審議いたします。6番、前島委員の退席をお願いします。

(前島委員退席)

**1. 議長（齊藤会長）**

それでは審議します。受付番号95番から97番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議長（齊藤会長）**

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号95番から97番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号95番から97番も原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

(前島委員復席)

## 1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

## 1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（浅野補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。25ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が2筆で、5,200㎡です。貸し手が2人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和4年5月1日からとなります。

詳細につきましては、26ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。  
（挙手なし）

## 1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。  
（全員挙手）

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（浅野補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても27ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が9筆で、25,505㎡です。貸し手が4人、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和4年5月1日からとなります。

詳細につきましては、28ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（成嶋事務局長）

議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」をご説明いたします。

議案書は29ページになります。こちらに記載の小張地区から福岡地区までの10地区、各1名、資料の一覧にあります10名につきまして、令和4年4月1日から農地利用最適化推進委員として、委嘱したくご審議をいただくものでございます。

推進委員の選考につきましては、「つくばみらい市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱」に基づき、2月10日に開催された総会終了後、午後3時40分から伊奈庁舎3階大会議室におきまして、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しました。

選考委員会は、齊藤委員長、中山委員、海老原委員、萱橋委員、菊地委員の選考委員5名と、事務局より大久保主査、青木主幹、私成嶋の出席により行いました。

各委員の慎重なる審議の結果、こちらの10名が候補者として選考に至りました。

選考の経緯でございますが、当日は、11月1日から29日までに応募のあった10名全員について審査を行い、各地区定員を超えていないこと、欠格事項がないこと、経歴等からも、10名全員を推進委員として適任者として選考しております。

以上のことから、選考委員会では、29ページの議案書のと通りの10名につきまして、農地利用最適化推進委員の候補者として選考しております。

以上、議案説明と選考委員会での選考の経緯及び結果につきまして、事務局より説明をさせていただきました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

只今、事務局より説明のあった件について審議いたしますが、飯泉委員は議事参与になっておりますので、退席をお願いします。

（飯泉委員退席）

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、議案第7号についてご質問がある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第7号について、この10名について委

囑することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号は原案のとおり決定いたしました。3番、飯泉委員の復席をお願いします。

(飯泉委員復席)

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件について、一括して事務局より報告願います。

#### 1. 事務局 (成嶋事務局長)

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は30ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、谷井田地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は31ページから33ページをご覧ください。

今回の合意解約は11件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが1件、耕作者変更のためのものが8件、スマートインターチェンジに関する用地買収のためのものが2件となります。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は34ページになります。

今回の移動届は1件となります。申請理由は、道路建設のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、3月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和4年3月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩